本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　令和三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）である場合には、その者の前年の総所得金額等から三〇万円を控除することとした。（第二三条、第三四条、第二九二条及び第三一四条の二関係）

(1)　その者と生計を一にする一定の子を有すること。

(2)　前年の合計所得金額が五〇〇万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

㈡　令和三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における寡婦（寡夫）控除について、以下の措置を講ずることとした。（第二三条、第三四条、第二九二条及び第三一四条の二関係）

(1)　寡婦について、以下の措置を講ずることとした。

イ　ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととした。

ロ　寡婦の要件に、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことを加えることとした。

ハ　扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が五〇〇万円以下であることを加えることとした。

(2)　寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止することとした。

㈢　給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずることとした。（第二三条、第四五条の三の二、第四五条の三の三、第二九二条、第三一七条の三の二及び第三一七条の三の三関係）

㈣　令和三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が一三五万円を超える場合を除く。）を対象に加えることとした。（第二四条の五及び第二九五条関係）

㈤　㈠及び㈡に伴い、令和三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした。（第三七条及び第三一四条の六関係）

㈥　個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書について、寡夫控除額に関する事項の記載を不要とし、ひとり親控除額に関する事項を記載することとした。（第四五条の二及び第三一七条の二関係）

㈦　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条関係）

㈧　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条の二関係）

㈨　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（附則第六条関係）

㈩　土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を三年延長することとした。（附則第三三条の三関係）

㈠一　個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から一〇〇万円（当該長期譲渡所得の金額が一〇〇万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとした。（附則第三四条関係）

㈠二　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を三年延長する等所要の措置を講ずることとした。（附則第三四条の二関係）

㈠三　未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の非課税措置について、令和六年一月一日以後は、当該個人に契約不履行等事由が生じた場合であっても、適用することとした。（附則第三五条の三の三関係）

㈠四　令和六年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、扶養控除の対象となる親族から、非居住者である扶養親族のうち年齢三〇歳以上七〇歳未満の者であって次のいずれにも該当しないものを除外することとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

(1)　留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者

(2)　障害者

(3)　その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三八万円以上受けている者

㈠五　特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。（附則第三五条の三の二関係）

㈠六　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした。（附則第八条関係）

㈠七　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

㈠八　地域再生法に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講じた上、その適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第八条の二の二関係）

(1)　令和二年四月一日以後に開始する事業年度分の道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除する金額について、それぞれ当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の一〇〇分の五・七に相当する金額、当該合計額の一〇〇分の三四・三に相当する金額とすることとした。

(2)　認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすることとした。

㈠九　通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとした。（第二三条及び第二九二条関係）

㈡〇　敷地分割組合について、収益事業課税とすることとした。（第二四条及び第二九四条関係）

㈡一　通算法人は、当該通算法人が課される法人税割額について、次のとおり申告納付を行うこととした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

(1)　法人税に係る申告書を提出する義務がある通算法人は、当該申告書の提出期限までに、申告納付をしなければならないこととした。